

広島市教育委員会事務 点検・評価報告書

平成 23 年(2011 年)9 月
広島市教育委員会

目 次

I 教育委員会事務点検・評価制度の概要

1 趣旨	1
2 本市教育委員会における実施方法	1

II 教育委員会の活動状況

1 教育委員会議の開催状況	2
2 その他の主な活動	6

III 各重点取組の点検・評価結果

平成 22 年度（2010 年度）施策体系別重点取組一覧	8
------------------------------	---

（I）重点取組ごとの点検・評価

1 学校教育の充実

（1）知・徳・体の調和のとれた教育の推進

1 基礎学力の向上	9
2 教育の情報化の推進	10
3 少人数教育の推進	12
4 文化芸術教育の充実	14
5 いじめ・不登校等対策の推進	15
6 体力の向上	18
7 命の大切さを伝える教育の推進	19
8 食育の推進	20
9 学校における食育の推進	21
10 平和教育の推進	24
11 環境教育の推進	25
12 広島市ハイスクールビジョンの推進	26
13 特別支援教育の推進	28

（2）教育環境・教育条件の整備・充実

14 広島市立小・中学校の適正配置計画の策定	30
15 学校施設の耐震化・空調設備整備の推進	31
16 広島特別支援学校の建替	32
17 教職員研修の充実	34
18 放課後等の児童の居場所づくり	37

（3）学校・家庭・地域社会の連携強化と開かれた学校づくりの推進

19 子どもの安全対策の推進	39
----------------	----

2 活力ある青少年の育成

（1）青少年の健全育成等

20 青少年支援メンター制度の推進	41
21 暴走族対策の推進	43

22	電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりの推進-----	44
(Ⅱ)	数値目標等の達成状況一覧-----	47
(Ⅲ)	総括-----	52
〈参考〉		
	・平成 23 年度広島市教育委員会事務点検・評価会議-----	53

I 教育委員会事務点検・評価制度の概要

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条の規定により、教育委員会において、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられている。

2 本市教育委員会における実施方法

(1) 目的

本市の教育行政の充実に資するとともに、市民への説明責任を果たすことを目的とする。

(2) 対象期間

平成 22 年度(2010 年度)とする。

(3) 対象事務

ア 基本的な考え方

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する教育委員会の権限に属する事務及び市長から補助執行を受け教育委員会において実際に管理・執行している事務のうち主要な事務を、点検・評価の対象とする。

イ 点検・評価の項目

(ア) 平成 22 年度(2010 年度)教育長の仕事宣言に掲げた重点取組

(イ) その他特徴的な取組

ウ 各取組に関する点検・評価の構成

(ア) 平成 21 年度(2009 年度)までの取組

(イ) 平成 22 年度(2010 年度)の実施状況

(ウ) 実施状況に関する評価・課題

(エ) 課題への対応

(4) 学識経験を有する者の知見の活用

教育委員会事務局等職員及び専門委員で構成する「教育委員会事務点検・評価会議」を設置し、平成 23 年（2011 年）8 月 9 日（火）、点検・評価の方法や内容等について、意見を聴取した。

Ⅱ 教育委員会の活動状況

1 教育委員会議の開催状況

広島市教育委員会における会議（教育委員会議）は、毎月1回の定例会のほか、必要がある場合には臨時会を開催し、教育委員会の決裁を要する案件（議案）について審議を行うとともに、重要事項について事務局から報告等を受けている。

平成22年度（2010年度）の教育委員会議の開催状況は、次のとおりである。

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
1	平成 22 年 (2010 年) 4 月 19 日	人 6	人 3	1 教育委員長職務代行者の選任について(議案第12号) 2 平成21年度専門家評価の実施状況等について(報告) 3 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について ① 広島市立学校条例の一部改正について(代決報告第6号) 4 広島市立高等学校学則の一部改正について(代決報告第7号) 5 教職員の人事について(議案第13号)
2	5 月 13 日	6	2	1 平成22年度広島市立学校教職員の人事異動の概要について(報告) 2 広島市教育委員会教科書選定委員会への諮問について(議案第14号) 3 広島市教育委員会教科書選定委員会委員の委嘱及び任命について(議案第15号) 4 教育振興基本計画(案)について(協議)
3	6 月 24 日	6	1	1 広島市立学校児童生徒数等(平成22年5月1日現在)について(報告) 2 平成22年度6月補正予算議案に対する意見の申出について(代決報告第8号) 3 平成22年度広島市立高等学校及び安佐北中学校の入学状況について(報告) 4 平成23年度広島市立安佐北高等学校入学者選抜の基本方針について(議案第16号) 5 広島市立高等学校学則の一部改正について(議案第17号) 6 広島市公民館運営審議会委員の任命について(議案第18号) 7 教職員の人事について(議案第19号)
4	7 月 28 日	5	3	1 平成21年度における不登校・いじめ・暴力行為の状況(速報値)について(報告) 2 平成22年度専門家評価の実施について(報告)

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
				3 平成23年度広島市立安佐北中学校の入学者選抜について（報告） 4 広島市教育振興基本計画の策定について（議案第20号） 5 広島市就学指導委員会委員の委嘱及び任命について（議案第21号）
5	8月17日	6	1	1 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について（議案第22号） 2 広島市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部改正について（議案第23号） 3 広島市教育委員会事務・点検評価報告書（案）について（協議） 4 平成23年度広島市立高等学校の入学定員について（報告） 5 平成23年度使用広島市立高等学校用教科用図書の採択について（議案第24号） 6 平成23年度使用広島市立広島特別支援学校及び広島市立小・中学校用（特別支援学級）教科用図書の採択について（議案第25号） 7 平成23年度から使用する広島市立小学校用教科用図書の採択について（議案第26号）
6	9月29日	6	2	1 広島市教育委員会事務・点検評価報告書について（代決報告第9号） 2 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について ① 平成22年度9月補正予算について（代決報告第10号） 3 平成22年度「基礎・基本」定着状況調査の結果の概要について（報告） 4 委員長選挙について（その他） 5 広島市スポーツ審議会委員の任命案に対する意見について（議案第27号） 6 広島市立学校通学区区域審議会委員の委嘱又は任命について（議案第28号） 7 広島市公民館運営審議会委員の任命について（議案第29号） 8 広島市立図書館審議会委員の委嘱について（議案第30号）

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
7	10 月 25 日	6	2	1 平成 23 年度広島市立幼稚園の募集定員について（報告） 2 広島市立学校通学区域審議会の答申について（報告） 3 小学校の設置等について（議案第 31 号） 4 平成 23 年度広島市立学校教職員人事異動方針について（議案第 32 号） 5 広島市立図書館審議会委員の委嘱について（議案第 33 号）
8	11 月 16 日	6	3	1 広島特別支援学校の建設計画について（議案第 34 号） 2 市立高等学校への主幹教諭の職の設置について（議案第 35 号） 3 平成 23 年度当初予算について（協議）
9	12 月 24 日	6	0	1 平成 23 年広島市成人祭の開催について（報告） 2 広島市立学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則及び広島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正について（代決報告第 11 号） 3 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について ① 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について（代決報告第 12 号） ② 平成 22 年度 12 月補正予算について（代決報告第 13 号） ③ 広島市立学校条例の一部改正について（代決報告第 14 号） ④ 財産の取得について（代決報告第 15 号） ⑤ 契約の締結について（代決報告第 16 号） 4 広島市立小学校及び中学校通学区域に関する規則の一部改正について（議案第 36 号） 5 教職員の人事について（代決報告第 17 号）
10	平成 23 年 (2011 年) 1 月 26 日	6	1	1 広島市成人祭の開催結果について（報告） 2 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について ① 財産の取得について（代決報告第 1 号） ② 公の施設の指定管理者の指定について（代決報告第 2、3 号） ③ 広島市公民館条例の一部改正について（代決報告第 4 号） 3 広島市社会教育委員の委嘱について（議案第 1 号）

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
11	2 月 9 日	5	1	1 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について ① 平成 22 年度 2 月補正予算について（代決報告第 5 号） ② 平成 23 年度当初予算について（代決報告第 6 号） 2 広島市文化財審議会委員の委嘱について（議案第 2 号） 3 教職員の人事について（議案第 3 号）
12	3 月 7 日	5	10	1 市立小学校で発生した小学 6 年生の児童に対するいじめについて（報告） 2 「新広島市青少年基本計画」に基づく事業の推進結果について（報告） 3 広島市青少年メンター制度の実施体制の変更について（報告） 4 広島市スポーツ振興計画（案）に対する意見について（議案第 4 号） 5 教職員の人事について（代決報告第 7 号）、（議案第 5 号）
13	3 月 25 日	5	0	1 事務局職員等の人事について（議案第 6 号） 2 教職員の人事について（議案第 7 号）
開催回数 13 回		計（延） 74 人	計（延） 29 人	議題件数 合計 71 件 〔内訳〕 議案：32 件、代決報告：19 件、協議：3 件 報告：16 件、その他：1 件

（注）「代決報告」…… 緊急やむを得ないものとして教育長が行った代決案件についての報告

「協 議」…… 教育委員会決裁事項について、事前に協議を必要とするもの。又は、教育委員会決裁事項ではないが、各教育委員の意見を徴することが適当と思われるもの

2 その他の主な活動

(1) 各種会議への出席等

教育委員は、教育委員会会議に出席するほか、適宜、各種会議へ出席するとともに学校訪問等を行った。その主なものは、次のとおりである。

時 期	区 分	概 要
平成 22 年 (2010 年) 4 月	入学式への出席	幼稚園 1 園、中学校 1 校、高等学校 2 校の入学式に出席した。(延べ 4 名)
	開校式への出席	春日野小学校の開校式に出席した。(1 名)
6 月	第 1 回指定都市教育委員・教育長協議会への出席	全国の政令指定都市の教育委員長、教育長等による第 1 回会議（新潟市で開催）に委員長が出席し、教育行政における課題等について意見交換を行った。
	学校訪問	先進的な取組をしている口田東小学校を視察し、学校長等との意見交換を行った。(5 名)
7 月	学校訪問	五日市南中学校を視察し、学校長等との意見交換を行った。(3 名)
	広島県女性教育委員グループ第 1 回研修会に参加	広島県内の女性教育委員による研修会に参加し、情報交換を行った。(1 名)
	市議会文教委員会初会合への出席	市議会文教委員会初会合に出席した。(4 名)
8 月	広島県・広島市教育委員合同会議への出席	広島県教育委員会との合同会議に出席し、「校長の管理職としてのマネジメント能力の向上について」をテーマに意見交換を行った。(5 名)
10 月	広島市スポーツ・レクリエーションフェスティバル	総合開会式に出席した。(2 名)
平成 23 年 (2011 年) 1 月	第 2 回指定都市教育委員・教育長協議会への出席	全国の政令指定都市の教育委員長、教育長等による第 2 回会議（東京都で開催）に委員長が出席し、教育行政における課題等について意見交換を行った。
2 月	広島県女性教育委員グループ第 3 回研修会に参加	広島県内の女性教育委員による研修会に参加し、意見交換を行った。(1 名)
	教育委員ヒアリングの実施	教育委員が児童自立支援施設の園長及び中学校長に対して、教育現場における実情や対応状況についてヒアリングを行った。
3 月	卒業式への出席	幼稚園 1 園、小学校 2 校、中学校 2 校及び高校 2 校の卒業式に出席した。(延べ 7 人)

(2) 教育委員相互の意見交換

教育委員は、会議に出席するほか、適宜、教育行政上の課題等について事務局から情報提供を受け、教育委員相互の意見交換を行っている。

平成 22 年度（2010 年度）に行った主なものは、次のとおりである。

- ・教育振興基本計画（素案）について
- ・教育委員会議の在り方の検討について
- ・広島市教育委員会事務・点検評価報告書の作成について
- ・「広島市青少年と電子メディアに関する審議会」における審議結果等について
- ・平成 23 年度から使用する小学校用教科用図書の選定について
- ・平成 23 年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について
- ・ハイスクールビジョン推進プログラム等について
- ・教育委員会による教育行政の広報の充実について
- ・平成 23 年 3 月広島市立高等学校卒業予定者の就職内定状況について
- ・広島市事務事業見直し等検討委員会の評価結果等について
- ・平成 22 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果の概要について
- ・広島市スポーツ振興計画の策定について
- ・指導改善研修に係る対応システムについて
- ・不適正な経理処理に係る措置について
- ・市民団体等からの要望等に関する情報の提供について

Ⅲ 各重点取組の点検・評価結果

平成22年度(2010年度)施策体系別重点取組一覧

施策体系（広島市教育振興基本計画）		関連する平成22年度（2010年度）の重点取組
1 学校教育の充実		
(1) 知・徳・体の調和のとれた教育の推進	ア 「確かな学力」をはぐくむ教育の充実	1 基礎学力の向上 2 教育の情報化の推進 3 少人数教育の推進
	イ 「豊かな心」をはぐくむ教育の充実	4 文化芸術教育の充実 5 いじめ・不登校等対策の推進
	ウ 「健やかな体」をはぐくむ教育の充実	6 体力の向上 7 命の大切さを伝える教育の推進 8 食育の推進 9 学校における食育の推進
	エ 社会的課題に対処する意欲や態度の醸成等を旨とした多様な教育の推進	10 平和教育の推進 11 環境教育の推進 12 広島市ハイスクールビジョンの推進
	オ 特別支援教育の推進	13 特別支援教育の推進
(2) 教育環境・教育条件の整備・充実	ア 学校施設の計画的な整備・充実	14 広島市立小・中学校の適正配置計画の策定 15 学校施設の耐震化・空調設備整備の推進 16 広島特別支援学校の建替
	イ 学校運営体制の充実等	17 教職員研修の充実
	ウ 放課後等の子どもの居場所の確保	18 放課後等の児童の居場所づくり
(3) 学校・家庭・地域社会の連携強化と開かれた学校づくりの推進	ア 学校・家庭・地域社会の連携強化	19 子どもの安全対策の推進
2 活力ある青少年の育成		
(1) 青少年の健全育成等	ア 豊かな人間性の醸成	20 青少年支援メンター制度の推進
	イ 青少年を取り巻く有害環境への対応	21 暴走族対策の推進 22 電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりの推進

(I) 重点取組ごとの点検・評価

1 学校教育の充実

(1) 知・徳・体の調和のとれた教育の推進

ア 「確かな学力」をはぐくむ教育の充実

取組1 基礎学力の向上

第1 平成21年度（2009年度）までの取組

これからの学校教育において、教育の質の向上を図り、児童生徒に基礎的な知識・技能や思考力・判断力・表現力、学ぶ意欲などの「確かな学力」を向上させ、「生きる力」を育成することが一層必要となっている。そのため、基礎・基本の確実な定着と学力の向上を図る取組を推進してきた。

第2 平成22年度（2010年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) 「ひろしま型カリキュラム」の実施

小・中学校の連携・接続の改善、小学校第5学年から中学校第3学年での「言語・数理運用科」及び小学校第5・6学年での「英語科」の実施を主な内容とし、平成19年度（2007年度）から3年間の実践研究を進めてきた本カリキュラムを全小・中学校で実施し、本市の児童・生徒の言語運用能力、数理運用能力の向上に取り組んだ。

(2) 学力向上推進事業の実施

ア 全国学力・学習状況調査及び「基礎・基本」定着状況調査の実施

全国学力・学習状況調査及び「基礎・基本」定着状況調査を実施し、その結果に基づいて課題等を整理し、個別指導や繰り返し指導、補充学習や発展的学習、習熟度別の少人数指導やチーム・ティーチングによる授業など、指導方法や指導体制の工夫改善を行った。

イ 各中学校区での公開研究会の実施

本市の各中学校区に設置した小・中連携教育研究会において、小・中学校が連携して基礎・基本の定着を図るため、小・中学校の教員が連携し、9年間を見通した教科等の指導計画の作成や教材開発・指導方法の工夫改善を実施した。

ウ 授業改善推進校の指定

授業改善推進校に指定した各学校（小学校20校、中学校17校）において、ひろしま型カリキュラムと新学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善を実施し、学力の向上に向けた取組の研究成果を授業公開、実践発表、報告書等を通して全校に普及した。

2 数値目標等の達成状況

目標値	目標数値	実績	達成状況
「基礎・基本」定着状況調査の正答率60%以上の児童生徒の割合	76%	77.7%	達成

第3 実施状況に関する評価・課題

- ・ 各小・中学校で「ひろしま型カリキュラム」を実施し、言語・数理運用科、英語科ともに各校で充実した学習活動が行えるよう、教材研究や校内研修の充実に努め、授業改善に向けた取組を進めた。今後も、児童生徒の思考力・判断力・表現力の向上のための指導方法の改善を図るため、成果と課題を把握・分析し、課題に対する改善策を検討するとともに、指導・助言等によりその周知・徹底を図る必要がある。
- ・ 「基礎・基本」定着状況調査によると、学力向上を目指す取組等により、教師の意識の改善や、日々の授業改善が図られ、基礎的・基本的な知識・技能の定着が進み、目標数値を上回る成果が見られた。今後は、基礎的・基本的な知識や技能等をより一層確実に身に付けさせるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の向上を目指し、授業の改善に向けた取組を一層進める必要がある。

第4 課題への対応

- ・ 「ひろしま型カリキュラム」及び小・中学校の新学習指導要領の実施による、児童生徒の思考力・判断力・表現力の向上のため、平成 23・24 年度（2010・2011 年度）に学力向上推進評価委員会を設置し、成果と課題を把握・分析し、課題に対する改善策を検討するとともに、各校に指導主事を派遣し、校内研修会や授業研究の充実に努めることによって、教職員の指導力を向上させる。
- ・ 「言語・数理運用科」の研修を継続実施することにより、他の教科において思考力・判断力・表現力の育成をより意識した指導の充実に努める。
- ・ 「基礎・基本」定着状況調査等の調査結果を踏まえた P D C A サイクルによる学校改善の取組について、校長、教務主任への指導を徹底し、その一層の充実に努める。
- ・ 引き続き、学力向上に重点的に取り組む学校として、授業改善推進校を小、中学校合わせて 33 校指定し、大学教授等を招へいして、授業改善のための実践研究等を実施するなど、学力向上の取組の一層の充実に努める。

取組2 教育の情報化の推進

第1 平成 21 年度（2009 年度）までの取組

本市では、平成 20 年度（2008 年度）に文部科学省から委託を受け、3 年間（平成 20 年度（2008 年度）～平成 22 年度（2010 年度））の計画で、情報機器を活用した学習指導、デジタル教材の作成及び教育の情報化を推進するためのサポート体制等に関する実践研究を行った。

第2 平成 22 年度（2010 年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) 教育委員会内に組織の新設

教育の ICT 化の推進に関することを業務とする「教育 ICT 化推進担当」を新設した。

(2) 教員の情報活用能力の向上等

ア 平成 22 年度文部科学省「確かな学力の育成に係る実践的調査研究」の委託を受け、新学習指導要領の円滑な実施に向け、モデル校（21 校）で情報機器を活用した授業づくりの

実践研究を行った。

- ・ 本市周辺の大学生等の学校 ICT 支援員（37 名）を派遣し、情報機器の活用など個々の教員に応じたきめ細かな支援を行った。
- ・ 情報機器を活用した授業づくりについて実践研究を行った。
- ・ ICT を活用した授業実践の共有化を図るため、授業で使用した機器や授業者のコメントなどを記入する「ICT 活用実践共有シート」を作成し、広島市の全校で共有した。

イ 広島県緊急雇用対策基金事業「学校 ICT サポート員派遣事業」を実施し、教職員の ICT スキルの習得・定着を集中的に図った。

- ・ 学校 ICT サポート員を各学校に週 3 日程度派遣した。
- ・ 学校 ICT サポート員が教職員へ ICT 機器の操作研修・操作指導に関することや授業開始時の ICT 機器の設定や授業中の操作補助に関することなどの支援を行った。

2 数値目標等の達成状況

目標値	目標数値	実績	達成状況
コンピュータを活用して指導できる教員の割合 (文部科学省調査)	*1 88.0% (86.7%)	*2 90.7% (82.4%)	達成

[参考] () 書きは、平成 21 年度（2009 年度）における目標数値及びその実績

*1 これまでの本市の実績数値及び国の「IT 新改革戦略」による教員の ICT 活用指導力の目標達成年度に基づき、平成 23 年度（2011 年度）の目標数値を 90%とした。平成 22 年度（2010 年度）の目標数値は、平成 21 年度（2009 年度）の目標数値 86.7%を基に設定している。

*2 次の文部科学省調査（教員の ICT 活用指導力のチェックリスト）（平成 23 年（2011 年）3 月）の 5 項目（A～E）の平均値

大項目	肯定的な回答をした教員の割合
A 教材研究・指導の準備・評価などに ICT を活用する能力	93.0%
B 授業中に ICT を活用して指導する能力	90.4%
C 生徒の ICT 活用を指導する能力	87.5%
D 情報モラルなどを指導する能力	91.3%
E 校務に ICT を活用する能力	91.1%

注)「1 ほとんどできない、2 あまりできない、3 ややできる、4 わりにできる」の 4 段階で評価。

第 3 実施状況に関する評価・課題

- ・ モデル校に対し、学校 ICT 支援員を派遣して支援を行ったが、校務処理への支援の割合が大きくなった。今後は、授業づくりへの支援の割合を高める必要がある。
- ・ ICT 活用実践共有シートは、75 件の活用事例が登録されており（3 月 未現在）、教員の授業実践の参考になっている。今後も引き続き登録数を増やすことが必要である。
- ・ モデル校においては、ICT 活用の視点を学校経営計画に位置付け、学校 CIO 研修、教員研修の充実に取り組み、教員の ICT 活用指導力とともに児童生徒の情報活用能力の向上を図ることができた。
- ・ コンピュータを活用して指導できる教員の割合の実績値は、「ややできる」というレベルの回答を含むものであることから、引き続き、ICT を活用した授業の質の向上に取り組む必要

がある。

第4 課題への対応

- ・ 教員の ICT 活用指導力向上のための支援を継続して行うため、学校 ICT 支援員の派遣対象を全校に拡大するとともに、「広島県雇用創出基金事業」を活用した、学校 ICT サポート員を全校に派遣する。
- ・ 教育センターや校内における ICT 研修を充実させるとともに、広島市小中学校教育研究会等との連携を図り、ICT 活用事例の共有化などを進める。
- ・ 3か年の実践研究の成果を、情報教育担当研修会や公開研究会などを通して全校に普及するとともに、指導主事による授業づくりへの指導の充実を図ることにより、引き続き、ICT を活用した授業の質の向上に取り組む。
- ・ 併せて、校務処理への ICT の一層の活用を促すことにより校務の効率化を図り、教員が児童生徒と向き合う時間を確保する。

取組3 少人数教育の推進

第1 平成21年度（2009年度）までの取組

児童生徒に基本的な生活習慣の確立と基礎・基本の学力の確実な定着を図り、一人一人の個性や能力を伸ばす教育を充実させるために、平成13年度（2001年度）から少人数指導を段階的に導入してきた。

さらに少人数教育の推進を図るため、平成19年（2007年）8月、小学校1年生から中学校1年生に35人学級を順次導入することなどを内容とする「少人数教育推進のための段階的プラン（第Ⅰ期）」の最終まとめを行った。

平成21年度（2009年度）は、次の具体的な取組を行った。

(1) 少人数教育推進のための段階的プラン（第Ⅰ期）の実施

小学校1～4年生、中学校1年生

児童生徒数が学級平均35人を超える学級が2以上の学年に教諭1名を加配し、学級数を増やした。また、小学校については、1学級の場合はその学年に非常勤講師1名を加配し、ティーム・ティーチングを実施した。

(2) 少人数指導等の実施

ア 中学校1年生

生徒数が30人を超える学級の場合に、県費措置に加え、市費で非常勤講師を配置し、国語・数学・英語において1学級2展開又はティーム・ティーチングによる少人数指導を継続して行った。

イ 中学校2・3年生

生徒数が学級平均30人を超える学校で、国語・数学・英語の授業において習熟度別指導を継続して行った。

第2 平成22年度（2010年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

- (1) 少人数教育推進のための段階的プラン（第Ⅰ期）の実施
小学校５年生に拡充した。
- (2) 少人数指導等の実施
中学校については、引き続き少人数指導等を実施した。

2 数値目標等の達成状況

目標値	目標数値	実績	達成状況
「基礎・基本」定着状況調査の正答率 60%以上の児童生徒の割合	76%	77.7%	達成

第3 実施状況に関する評価・課題

- ・ 「少人数教育推進のための段階的プラン（第Ⅰ期）」に基づき、小学校１年生から小学校５年生及び中学校１年生の各学年に 35 人以下の学級を導入できた。
- ・ 35 人以下の少人数学級を拡大実施していく上で、優秀な教員の確保と育成に一層努める必要がある。
- ・ 「基礎・基本」定着状況調査に関する目標は、達成できた。今後は、効果的な少人数指導の実施をはじめとする学力向上の取組の一層の充実を図る必要がある。

第4 課題への対応

- ・ 35 人以下の少人数学級を推進するうえで、優秀な教員を採用するためには、相当数の受験者数を確保することが必要であり、採用試験の説明会については、県内での開催場所や回数を可能な限り拡大するとともに、県外においても、訪問地域を再検討し、より多くの大学で実施できるようにする。
- ・ 教員の採用選考に当たっては、筆記と面接による試験を実施し、総合的な観点から人物を見極めることにより、資質能力の高い教員を確保する。
- ・ 少人数学級のメリットを生かした授業を行うため、臨時的任用教諭を含む教員研修の内容を工夫し、研修の充実を図る。
- ・ 児童生徒の一人一人の基礎的・基本的な知識や技能等をより一層確実に身に付けさせるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の向上を目指し、少人数を生かした効果的な指導方法の工夫改善を図る。

1 学校教育の充実

(1) 知・徳・体の調和のとれた教育の推進

イ 「豊かな心」をはぐくむ教育の充実

取組4 文化芸術教育の充実

第1 平成21年度（2009年度）までの取組

児童生徒が心豊かに楽しい学校生活を送ることができるようにするためには、豊かな情操や感性を育むことが大切である。

このため、児童生徒が伝統や文化に直接触れたり、自ら発表したりする場を設けるなど、学校における文化芸術教育の一層の充実を図ってきた。

第2 平成22年度（2010年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) 文化の祭典の開催

文化芸術活動の振興を図るとともに、児童生徒にいきいきとした学校生活を送らせ、健全な育成を図るため、小・中・高等学校の各校種における文化の祭典を開催した。

(2) 伝統文化に関する教育の推進事業の実施

生徒の芸術を愛する心を育て、豊かな情操を養うため、伝統文化に関する教育について、リーダー的な役割を果たす推進校を4校指定し、専門家を招へいして体験授業を実施した。

2 数値目標等の達成状況

目標値	目標数値	実績	達成状況
文化の祭典への市立学校の参加率	*1 100%	96.7 %	おおむね 達成
伝統文化の専門家の派遣を受けた推進校において、 伝統や文化についての関心が高まった生徒の割合	*2 80%以上	84.3%	達成

*1 文化の祭典への小・中学校の参加率を目標値とし、文化の祭典に参加した小・中学校の参加校数を100%にすることを目標数値として設定した。

*2 文化芸術に関する事業における肯定的評価を行う生徒の割合を目標値とし、平成22年度（2010年度）以降80.0%以上になることを目標数値として設定した。

第3 実施状況に関する評価・課題

- 文化の祭典については、合同開会式、各校種の文化芸術活動の紹介を行う「オープニングイベント」（会場：シャレオ中央広場）等を開催し、文化芸術に関する日頃の学習の成果を発表した。

小学校の部は全校が参加したが、中学校の部については、これまで出演・出品していない学校に対しての働きかけが十分でなかったため、全校参加とならなかった。

- 伝統文化に関する教育の推進事業については、推進校4校（中学校）を指定し、能、鼓、雅楽などの伝統文化の専門家を派遣し、ワークショップなど体験型の学習を実施した。今後は、推進校における取組や成果を、全市立中学校へ普及し、他校における伝統文化に関する教育の

充実を図る必要がある。

第4 課題への対応

- ・ 文化の祭典については、校長会、広島市小学校教育研究会、広島市中学校文化連盟と連携し、全校参加に向けて取り組むとともに、各学校が実施している文化芸術に関する取組を把握し、文化の祭典への参加方法などについて助言する。また、中学校の部については、これまで部門ごとに会場を分けて実施していた方法を改め、同一会場で開催し、生徒同士が互いの発表や展示を鑑賞し合うことができるよう改善する。
- ・ 伝統文化に関する教育の推進事業については、推進校における成果と課題をまとめた資料を作成するとともに、全市立中学校へ配布し、学校における伝統文化に関する教育の充実を図る。

取組5 いじめ・不登校等対策の推進

第1 平成21年度（2009年度）までの取組

いじめや不登校等の解決に向けては、学校だけが抱え込んで対応するのではなく、家庭、関係機関等と密接に連携して取り組んでいくことが重要である。

そうしたことから、生徒指導体制や相談体制の充実、家庭・学校・地域及び関係機関が連携したサポートシステムの整備に取り組んできている。

第2 平成22年度（2010年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) 相談・助言体制の整備

ア スクールカウンセラー活用事業

全ての市立中・高等学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、保護者等へのカウンセリング、教職員への助言等を実施（中学校に配置したスクールカウンセラーは、校区内の全小学校への相談等を実施）した。

イ スクールソーシャルワーカー活用事業

スクールソーシャルワーカー4名を教育委員会事務局に配置し、不登校、児童虐待等の様々な問題を抱えている児童生徒に対し、関係機関とのネットワークを構築するなど、支援体制を整える活動を実施した。

ウ 青少年総合相談センターの運営

「市民と市政」や「教育ひろしま」、広島市ホームページを通じて「青少年総合相談センター」を広く市民へ周知し、青少年総合相談センターの利用の促進を図り、青少年や保護者の不安・悩みの解消へ向けた支援を行った。

(2) 児童生徒への支援・居場所づくり

ア いじめ・不登校等対策ふれあい事業

不登校傾向の児童生徒に対し、全ての市立小・中学校に開設した「ふれあいひろば」において、相談活動や学習支援などにより、教室復帰に向けた支援を実施した。

(3) いじめ・不登校等の未然防止や早期発見・早期対応への取組

ア いじめ・不登校等予防的生徒指導の推進

全ての市立小・中学校において「子どもの人間関係づくり推進プログラム」及び「いじめ・不登校等への早期支援プログラム」を実施するとともに、児童生徒が主体となったいじめ防止の取組を推進するために、いじめ防止フォーラム（いじめ防止に係る実践発表・パネルディスカッション）を開催した。

2 数値目標等の達成状況

目標値	目標数値	実績	達成状況
児童生徒 100 人当たりの不登校児童生徒の人数 1.16 人	1.16 人 (0.7 人)	1.17 人 (1.16 人)	おおむね 達成
認知したいじめの解消率 100%	100% (100%)	95.7% (96.5%)	おおむね 達成
児童生徒の暴力行為発生件数を前年度（1,000 人当たり 6.0 件）より減	6.0 件より減 (2.0 件)	7.1 件 (6.0 件)	未達成

〔参考〕（ ）書きは、平成 21 年度（2009 年度）における目標数値及びその実績

第 3 実施状況に関する評価・課題

- ・ 不登校やいじめ、暴力行為などの問題を未然に防止するため、わかる授業づくりや児童生徒同士の良好な人間関係づくりなど、学校生活が児童生徒にとって自己を発揮でき、安心して楽しいものとなるような取組をより一層充実させる必要がある。
- ・ 不登校の問題の解決へ向けては、各学校において、児童生徒同士の良好な人間関係づくりを促進するとともに、児童生徒の状況を的確に把握、理解し、不登校の予兆が見られた段階から早期に組織的に支援する必要がある。
- ・ いじめについては、各学校において、「いじめの兆候・サインチェックリスト」などを活用し児童生徒の状況を的確に把握するとともに、「いじめに関するアンケート」を定期的に行い、いじめの早期発見・早期対応に努める必要がある。
- ・ 暴力行為については、未然防止や早期解決に向けて、学校、スクールサポート指導員、少年育成官などの関係機関の職員等で構成するサポート会議を開催し、学校、家庭、関係機関の連携の強化を図る必要がある。
- ・ 青少年総合相談センターの運営においては、不登校の要因は児童生徒ごとに様々であることから、個々の児童生徒の状況を的確に見極め、個々の児童生徒にあった適切で具体的な支援方法を見つけていく必要がある。

第 4 課題への対応

- ・ 各学校において、わかる授業づくりに取り組むとともに学校生活のあらゆる場面を通して、児童生徒の良好な人間関係づくりを推進する。
- ・ 生徒指導上の問題の早期発見・早期対応を図るため、スクールカウンセラーの活動時間の拡充などにより、予兆を把握した段階から組織的な状況把握と支援の充実を図る。
- ・ 暴力行為が多発している学校への支援を強化するため、平成 23 年度(2011 年度)、スクールサポート指導員（警察OB等）を 8 名から 16 名に増員するとともに、重点的、継続的に精神科医や臨床心理士等からなる専門家チームによるきめ細かい巡回相談指導を行う。
- ・ 問題の解決に向けては、関係機関等とのネットワークの構築を図るなどの連携により、児童生徒を取り巻く環境の改善を図ることが必要であることから、平成 23 年度（2011 年度）

は、スクールソーシャルワーカーを1名増員し、5名配置する。

- ・ 青少年総合相談センターの運営においては、様々な相談に対して、適切で具体的な助言ができるよう精神科医、臨床心理士の積極的活用や、相談員に対する研修の充実を図る。

1 学校教育の充実

(1) 知・徳・体の調和のとれた教育の推進 ウ 「健やかな体」をはぐくむ教育の充実

取組6 体力の向上

第1 平成21年度（2009年度）までの取組

体力は、活力のある生活の源であり、児童生徒が学校はもとより、家庭や地域においても運動やスポーツに親しみ自発的に体力を高める習慣と態度を養うことが大切である。

「新体力テスト」(※) 結果における児童生徒の体力は、向上傾向が見られるものの、全国平均と比べるとまだ低い状況にあり、体力を向上させる取組の充実を図ってきた。

※ [新体力テスト]

目的 児童生徒が自分の体力や運動能力に関心を持ち、より一層能力を高める努力をすること。

対象 小学校1年生から高等学校3年生までの男女児童生徒

項目 「握力」、「上体起こし」、「長座体前屈」、「反復横とび」、「立ち幅跳び」、「50m走」、「ソフトボール投げ（小学校）・ハンドボール投げ（中学校）」、「20mシャトルラン又は持久走」

第2 平成22年度（2010年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) 体力づくりジャンプアップ事業の実施

ア 1校1体力づくり事業の推進

年間を通じて、体育科の授業や休憩時間での体力づくりの取組を、全小学校で実施した。
また、小学校3年生以上に「体力アップハンドブック」を配布し、日々の運動を記録させるとともに、運動の記録（貯筋（ちょきん）通帳）が、10,000点を超えた児童に努力賞を授与し、児童が目標をもって主体的に体力向上に取り組めるようにした。

イ 「新体力テスト」の実施

小・中・高等学校の全児童生徒を対象に「新体力テスト」を実施し、結果を公表した。

ウ 「体力アップ認定証」及び「体力優秀賞」の交付

「新体力テスト」の合計得点が前年度より7点以上アップした児童に「体力アップ認定証」を、また、全テスト項目が全国平均を上回った小・中学校の児童生徒に「体力優秀賞」を交付した。

エ 教員の指導力の向上

小学校の体育の授業を充実させるとともに、体力向上の取組のより一層の推進を図るため、全市立小学校を対象とした研修会を1回、また、全市立小・中・高等学校を対象に専門家を招聘した講習会を1回開催した。

オ 啓発用リーフレットの作成

小学生保護者を対象に配布し、家庭や地域での運動やスポーツ活動時間を増やすよう啓発活動に努めた。

(2) 子どもの体力向上支援事業の実施

文部科学省の委託を受け、平成21年度（2009年度）に作成した「子どもの体力向上支援

プログラム（運動プログラム）」の活用について具体的な取組の検討を行った。

2 数値目標等の達成状況

目標値	目標数値	実績	達成状況
体力優秀賞の交付数の割合	* 7.1%	5.7%	おおむね 達成
「子どもの体力向上支援プログラム」を活用した小・中学校の割合	100%	100%	達成

* 体力づくりジャンプアップ事業にあっては平成 21 年度（2009 年度）の交付率 6.6 %を基に、毎年 0.5 ポイントずつ増加させることを目標に、平成 22 年度（2010 年度）の目標数値を定めた。

第 3 実施状況に関する評価・課題

- ・ 体力づくりジャンプアップ事業において、「体力アップハンドブック」の配付や各小学校における「一校一体力づくり事業」を通して、児童が自らの体力に関心を持ち、体力向上への意欲の高揚を図ることができた。今後は、「体力優秀賞」の交付数の割合を上げていく必要がある。
- ・ 「新体力テスト」結果における本市の児童生徒の体力は、向上傾向にあるものの、全国平均と比べると低い状況にあり、体力を向上させる取組のより一層の充実を図る必要がある。
- ・ 広島市の児童生徒の実態に即した「子どもの体力向上支援プログラム（運動プログラム）」は、全小・中学校で活用された。引き続き、体育科の授業や休憩時間等における効果的な活用方法について研究する必要がある。

第 4 課題への対応

- ・ 体力づくりジャンプアップ事業において、「体力アップハンドブック」の活用や家庭との連携のあり方について、校長会や教員対象とした研修会等を通して改めて指導し、学校の実態に応じた体力づくりの取組の一層の充実を図る。
- ・ 児童生徒の体力向上に向けた指導の一層の充実を図るため、「子どもの体力向上支援プログラム（運動プログラム）」の効果的な活用方法について、体力向上推進校において実践研究を行い、その研究の成果を全小・中学校に普及する。

取組 7 命の大切さを伝える教育の推進

第 1 平成 21 年度（2009 年度）までの取組

各学校においては、「性に関する指導」や「飲酒喫煙・薬物乱用防止教室」、「防犯教室」などを、それぞれの学校の児童生徒の実態に応じて行ってきた。

第 2 平成 22 年度（2010 年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

平成 22 年度（2010 年度）及び平成 23 年度（2011 年度）の 2 か年で、児童生徒に対して自他の命を共に尊重する力を確実に身に付けることを目的に、広島市の実態に即した命の大切さを伝える指導プログラム等を策定する。

このため、平成 22 年度（2010 年度）に、「エイズ・がん予防、思春期の性・悩み対策策定会議」、「飲酒喫煙・薬物乱用の防止対策策定会議」、「学校安全対策策定会議」を設置し、指導内容の検討や指導方法の研究を行い、指導プログラム等の素案を策定した。

2 数値目標等の達成状況

目標値	目標数値	実績	達成状況
命の大切さを伝える指導プログラム等の素案の策定時期	平成 23 年 (2011 年) 3 月	平成 23 年 (2011 年) 3 月	達成

第 3 実施状況に関する評価・課題

- 平成 22 年度（2010 年度）は、小学校、中学校、高等学校とが連携した指導プログラム等の素案を策定した。
- 平成 23 年度（2011 年度）は、指導プログラム等の素案について、その内容や指導方法の検証を行う必要がある。

第 4 課題への対応

- モデル校として小学校 8 校、中学校 7 校、高等学校 5 校を指定し、指導プログラム等の内容や指導方法について検証を行い、平成 23 年度（2011 年度）中に指導プログラム等を策定する。

取組 8 食育の推進

第 1 平成 21 年度（2009 年度）までの取組

昨今、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度のそう身志向など、食生活をめぐる様々な問題が生じており、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するための食育の推進が急務の課題となっている。

こうした中、平成 17 年（2005 年）7 月の食育基本法の施行、平成 18 年（2006 年）3 月の国の「食育推進基本計画」の策定を受け、本市においても、平成 19 年（2007 年）7 月に「広島市食育推進会議」を設置し、平成 20 年（2008 年）3 月に、食を通じて「健やかな体」と「豊かな心」を育むことを基本理念とする「広島市食育推進計画（計画期間：平成 19 年度～平成 22 年度）」を策定した。

第 2 平成 22 年度（2010 年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

行政、教育・保育等関係者、医療・保健関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者などの多様な主体が、それぞれの立場から、また連携して、現計画に掲げた食育推進プログラムの実施を推進した。

また、継続して食育を推進する必要があることから、第 2 次広島市食育推進計画（以下「第 2 次計画」という。）の策定に向け、現計画の推進状況の評価等を行った。

2 数値目標等の達成状況

目標値	目標数値	実績	達成状況
食育推進プログラムの事業実施率	現計画に掲げた 120 件の食育推進プログラムを全て実施 (100%)	100% 〔 98% <118 件> 〕	達成
次期食育推進計画の策定	平成 23 年（2011 年）3 月までに、新たな計画を策定	中間まとめ 策定	未達成

〔参考〕 （ ）書きは、平成 21 年度（2009 年度）における目標数値及びその実績

第 3 実施状況に関する評価・課題

- 第 2 次計画については、国が新たに策定する第 2 次食育推進基本計画と整合を図って策定することを予定していたが、国の策定スケジュールに遅れが生じたため、中間まとめの策定にとどまった。
- これまでの取組の成果と課題を整理する中で、「20 歳代やひとり暮らし世帯の朝食摂取率の向上」、「子育て世代への食育の普及啓発活動の充実」、「男性や 30 歳代以下に対する効果的な意識啓発」など、取り組むべき様々な課題が明らかになった。また取組の充実に向けては、行政だけではなく各種団体や民間企業など食育推進の担い手の主体的な取組と相互連携が一層必要である。

第 4 課題への対応

- 「20 歳代やひとり暮らし世帯の朝食摂取率の向上」をはじめ、今後取り組むべき課題と、その解決に向けた具体策とを盛り込んだ第 2 次計画を策定するとともに、できることから順次、取組を進める。
- 本市が設置し、教育・保育等関係者、医療・保健関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者など多様な主体が参加する「ひろしま食育ネットワーク」の更なる拡大を図り、各々の取組の促進と、相互の連携強化を図る。

取組 9 学校における食育の推進

第 1 平成 21 年度（2009 年度）までの取組

近年、食生活において、朝食の欠食、栄養バランスを欠いた食事、不規則な食事の増加など、児童生徒の心身の健全な発達に大きな影響を与える様々な問題が生じており、食育の推進がますます重要となっている。

こうした中、平成 20 年（2008 年）3 月策定の「広島市食育推進計画」において、「学校における食育の推進」が位置付けられ、また平成 21 年度（2009 年度）改訂の学習指導要領にも「学校における食育の推進」が明確に位置付けられた。

本市では、学校における食育の指導内容の充実と指導体制の確立、家庭・地域との連携強化に向けて、国のモデル事業等を活用し、平成 16 年度（2004 年度）から平成 18 年度（2006 年度）

は南区において、また、平成 19 年度（2007 年度）と平成 20 年度（2008 年度）は、6 つの中学校区において実践研究を行った。

平成 21 年度（2009 年度）は、その成果を全市立学校へ普及拡大するため、教職員研修や教材の作成・配布などの取組を計画的に実施した。

第 2 平成 22 年度（2010 年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) 教職員研修の実施

全市立学校を対象に、食育推進担当者研修を 2 回、校長リーダーシップ研修を 1 回、養護教諭・栄養教諭等の合同研修を 1 回行った。

(2) 食に関する指導内容の充実

「望ましい食習慣の形成」に向けた具体的な指導内容・方法を示した指導案集、指導資料等を作成し、全市立小・中学校に配付した。

また、学校給食を食育の生きた教材として活用するため、毎月 19 日に「食育の日の献立」を実施したほか、「地場産物の日（毎月 2 回）」、「行事食の日」等を設けるなど、特色ある献立を実施した。

小学校、中学校においては、食に関する指導の全体計画、年間指導計画を作成し、学校教育活動全体を通じて食に関する指導に取り組んだ。

2 数値目標等の達成状況

目標値	目標数値	実績	達成状況
特色ある献立の実施	50 回	60 回	達成
食に関する指導の全体計画、年間指導計画を作成した小学校及び中学校の割合	小中学校 100% (小学校 100%)	全体計画 100.0% (86.8%) 年間指導計画 100.0% (82.8%)	達成

〔参考〕（ ）書きは、平成 21 年度（2009 年度）における目標数値及びその実績

第 3 実施状況に関する評価・課題

- ・ 教職員研修は、目標どおり実施できた。今後は、各学校における食育の推進上の課題を踏まえ、研修の内容や方法を更に工夫する必要がある。
- ・ 特色ある献立は目標を上回って実施できており、今後も継続して取組を進める。
- ・ 全体計画及び年間指導計画に基づき、学校教育活動全体を通してより効果的な取組ができるよう、支援していく必要がある。

第 4 課題への対応

- ・ 食育推進担当者の研修については、推進上の課題を踏まえた内容となるよう、給食提供方式（自校・センター・デリバリー）別に実施するとともに、事前アンケート等を実施して研修テーマ等を設定する。

- ・ 特色ある献立の実施については、地場産物の確保等が必要不可欠であり、今後も関係機関等と連携して取組を進める。
- ・ 教育活動全体を通した効果的な取組の促進に向けて、教務主任を対象に研修を実施するとともに、本市が保有する食育の教材や啓発物品の貸出システムの整備、各学校からの実践例等の募集及び全市の学校への情報提供に努める。

1 学校教育の充実

(1) 知・徳・体の調和のとれた教育の推進

Ⅱ 社会的課題に対処する意欲や態度のかん養等を目指した多様な教育の推進

取組 10 平和教育の推進

第 1 平成 21 年度（2009 年度）までの取組

子どもたちの平和意識の低下が懸念される中、子どもたちに被爆体験を確かに継承し、世界恒久平和の実現に貢献する意欲や態度を育成することが喫緊の課題である。

こうしたことから、各学校において、本市教育委員会が作成・配布した平和教育の指導資料を活用して、平和についての自らの意見・提言を発表する活動や、被爆体験を聴く会及び平和を考える集い等の開催などに取り組み、平和教育の充実を図ってきた。

第 2 平成 22 年度（2010 年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) こどもピースサミットの実施

小学生の平和についての意識を高めるため、「こどもピースサミット」への意見作文の応募者数の拡大に向けた取組を行った。

(2) ひろしま子ども平和議会の実施

子どもたちの平和意識の高揚と平和への主体的な取組の推進を図るため、市民局との共催により、ひろしま子ども平和議会を開催した。

(3) 平和を考える集い等の開催

市立学校において、8月6日の平和記念日に焦点をあて、平和を考える集い等を開催した。

(4) 被爆体験を聴く会等の開催

市立学校において、被爆体験者を招へいし、被爆の実相や平和への願いを聴く会等を開催した。

(5) 平和教育プログラムの策定

学識経験者等からの意見聴取や他都市等からの情報収集を行うとともに、平和に関する意識実態調査を基に、これまでの成果と課題を整理し、平和教育プログラムの骨子を策定した。

2 数値目標等の達成状況

目標値	目標数値	実績	達成状況
「こどもピースサミット」へ作品を応募した小学校の割合	100% (100%)	93.6% (85.0%)	おおむね 達成
市立の小・中学校及び特別支援学校のうち平和を考える集い等を開催した学校の割合	100%	100%	達成

〔参考〕 () 書きは、平成 21 年度（2009 年度）における目標数値及びその実績

第 3 実施状況に関する評価・課題

- ・ こどもピースサミットへ応募する小学校の割合が年々増加するなど、平和について自主的、実践的な取組を行う児童や学校が増えている。
- ・ 8月6日を中心として、地域の実情等を考慮し、全校において平和を考える集い等が実施されるなど、各学校における平和教育の取組が充実してきている。

- ・ 被爆者の高齢化等により、被爆体験を聴く会の講師の確保が次第に難しくなっている。
- ・ ひろしま子ども平和議会については、アンケート結果により「原爆被害や平和に関して理解を深めることができた」と回答した児童生徒の割合が93%を超え、平和を希求する生徒の意識が高まるなど一定の成果をあげており、今後、こうした取組をより一層充実していく必要がある。
- ・ 平和に関する意識実態調査や学校への聞き取り等により、児童生徒の被爆に関する知識・理解が低下していたり、学校における平和教育の具体的な取組が必ずしも体系化されていないなどの実態が明らかとなり、これまでの指導方法や内容等の見直しを行う必要がある。

第4 課題への対応

- ・ 被爆体験者の証言を映像記録として収集し、整理・保存する取組を進めるとともに、被爆体験を聴く会の全校実施に向け、開催趣旨等の周知に引き続き取り組む。
- ・ ひろしま子ども平和議会など平和メッセージを発信する取組の充実に向け、校長会等において周知に努める。
- ・ 平和教育プログラム策定委員会及び部会を設置し、昨年度策定した骨子を基に、児童生徒の各発達段階に即した平和教育の目標や内容を検討するとともに、テキスト等の教材を作成する。

取組11 環境教育の推進

第1 平成21年度（2009年度）までの取組

今日の環境問題は、地球温暖化や都市・生活型公害など、我々の日常生活や社会経済システムに深くかかわっており、こうした問題に対処していくためには、事業者、市民、行政といった全ての主体が、環境に配慮した行動をとっていくことが必要である。

本市の教育行政分野においても、自然の美しさに感動し、ふるさとを愛する心を基盤に、環境問題に関心を持ち、環境保全に参加する態度及び環境問題解決のための能力を育成することを目的として、各学校における教育活動全体の中で、環境教育に取り組んでいる。

具体的な取組としては、体験活動を重視し、自然とのふれあい活動や地域の美化・清掃活動、学校におけるごみの分別・リサイクル活動や学校給食によるごみの量の削減、グリーンマーク集めによる緑化推進活動などの多様な取組を行っている。また、環境局や各種団体等との連携を図り、夏休みこどもエコチャレンジ事業や牛乳パックリサイクルなどの環境関連事業に参加している。

第2 平成22年度（2010年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) 壁面緑化・雨水タンクの設置

小学校4校において、ノアサガオ（オーシャンブルー）を育成する壁面緑化に取り組み、生きた環境教育の教材として活用した。

また、雨水タンク（500ℓ）を設置し、壁面緑化への散水に利用している。

(2) 学校給食牛乳パックのリサイクルの推進

実施校の取組状況と成果を全小・中学校に紹介するなど環境教育の重要性について学校への啓発を行い、実施学級数の増加に努めた。

(3) 学校給食によるごみの量の減量

学校給食指導の充実に取り組み、食べ残しによるごみの量の削減に努めた。

2 数値目標等の達成状況

目標値	目標数値	実績	達成状況
壁面緑化の年間計画校数に対する実施率	100%	100%	達成
学校給食牛乳パックリサイクルの実施学級数	1,615 学級	1,697 学級	達成
全市の学校給食の平均残食率	5.6%	5.5%	達成

第3 実施状況に関する評価・課題

- ・ 壁面緑化は、教室温度の低減に一定の効果があり、児童が植物の育成にかかわるなど環境教育への興味・関心を高め、学校の教育活動に生かされた。
- ・ 今後、壁面緑化・雨水タンクの設置事業費の縮減策を検証し、実施校数の拡大を検討する。
- ・ 学校給食牛乳パックのリサイクルの推進及び学校給食におけるごみの量の削減については、目標どおり達成できた。
- ・ 児童生徒の環境に対する意識を高める必要がある。

第4 課題への対応

- ・ 児童生徒の環境に対する意識を高めるため、学校給食指導の資料に牛乳パックリサイクルの実践事例を盛り込み、指導に活用する。
- ・ 食に関する指導等の機会をとらえ、食事の重要性について周知することにより、残食率の低下を目指す。

取組12 広島市ハイスクールビジョンの推進

第1 平成21年度（2009年度）までの取組

平成21年度（2009年度）に、校長会代表及び各校代表者から成る「広島市ハイスクールビジョン策定委員会」を設置し、有識者の意見を踏まえながら、市立高等学校（全日制）の使命と今後の在り方について検討を進め、平成22年（2010年）1月に中間取りまとめを行った。その後、市民意見を募集し、寄せられた意見を踏まえ、平成22年（2010年）3月に「広島市ハイスクールビジョン」を策定した。

第2 平成22年度（2010年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

「広島市ハイスクールビジョン」の行動計画として、市立高等学校共通の取組、学科ごとの将来構想、教育委員会の役割などの項目から構成される「ハイスクールビジョン推進プログラム」を平成22年（2010年）11月に策定し、魅力ある高校づくりを推進している。

2 数値目標等の達成状況

目標値	目標数値	実績	達成状況
ハイスクールビジョン推進プログラムの策定時期	平成23年(2011年)3月までに「ハイスクールビジョン推進プログラム」を策定	平成 22 年 (2010 年) 11 月	達 成

第3 実施状況に関する評価・課題

- ・ 「広島市ハイスクールビジョン」の行動計画として、市立高等学校共通の取組、学科ごとの将来構想、教育委員会の役割などの観点から取組の具体的工程を明らかにした。
- ・ 「ハイスクールビジョン推進プログラム」に則り、広島商業高等学校「みらい商業科」の教育環境の整備等を行った。
- ・ 学校関係者と教育委員会事務局職員等から構成される「ハイスクールビジョン推進委員会」を設置し、市立高等学校が共通に取り組むべき内容等について検討・実施した。
- ・ 「ハイスクールビジョン推進プログラム」に則り、優先順位を踏まえながら取組を着実に実施する必要がある。

第4 課題への対応

平成 22 年度(2010 年度)～平成 26 年度(2014 年度)を取組期間とする「ハイスクールビジョン推進プログラム」に則り、今後とも魅力ある高校づくりの一層の充実を図る。

1 学校教育の充実

(1) 知・徳・体の調和のとれた教育の推進

オ 特別支援教育の推進

取組 1 3 特別支援教育の推進

第 1 平成 21 年度（2009 年度）までの取組

平成 15 年（2003 年）3 月の広島市特別支援教育基本構想策定委員会からの提言を踏まえ、通常の学級に在籍する学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等、発達障害のある幼児児童生徒へきめ細かに対応する必要がある。

そこで、平成 15・16 年度（2003・2004 年度）に特別支援教育推進モデル事業を実施し、続いて平成 17 年度（2005 年度）から 3 年間特別支援教育体制推進事業として本格実施してきた。

平成 20 年度（2008 年度）からは、その成果と課題を踏まえ、より一層の充実を図るため、特別支援教育体制充実事業を実施し、巡回相談指導等を行うとともに、特に緊急に支援の必要な学校に、学校生活の支援及び介助を行うため特別支援教育アシスタントを配置し、校内の支援体制の確立に努めている。

第 2 平成 22 年度（2010 年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) 「個別の指導計画」に基づく指導の充実

学習障害（LD）等、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において、「個別の指導計画」に基づいた指導を行った。

(2) 特別支援教育体制充実事業の実施

ア 専門家チームによる巡回相談指導の実施

指導の充実を図るため専門家チームを構成し、幼稚園・学校へ巡回相談指導を行った。

イ 特別支援教育コーディネーター研修会の開催

特別支援教育コーディネーター（特別支援教育を推進する教員）に対して必要な知識と実践力、指導力の育成を図るため、研修会を 5 月、7 月、8 月、10～12 月、1 月の計 5 回開催した。

ウ 理解・啓発のための講演会の開催と指導資料の作成・配布

講演会の開催及び指導資料の作成・配布により、発達障害のある幼児児童生徒についての理解・啓発を図った。

エ 個別の指導計画の作成・活用

適切な指導や必要な支援を行うための個別の指導計画の作成・活用を促進した。

オ 特別支援教育体制充実検討会議の開催

該当する幼児児童生徒への総合的な支援体制について検討するため、特別支援教育体制充実検討会議を 8 月、3 月の 2 回開催した。

(3) 特別支援教育アシスタント事業の実施

小・中学校の通常の学級に在籍する肢体不自由や発達障害のある児童生徒に対し、特別支援教育アシスタントを配置した。

2 数値目標等の達成状況

目標値	目標数値	実績	達成状況
「個別の指導計画」に基づき指導を行う学校の割合	100%	100%	達成
申請のあった全ての幼稚園・学校に対して 9 月までに専門家チームによる巡回相談指導を実施	100% (100%)	100% (100%)	達成

〔参考〕 () 書きは、平成 21 年度（2009 年度）における目標数値及びその実績

第3 実施状況に関する評価・課題

- ・ 学習障害（LD）等、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において、「個別の指導計画」に基づいた指導を行うことができた。
- ・ 申請のあった全ての幼稚園・学校に対し、巡回相談指導を早期に行うとともに、緊要な課題のある幼児児童生徒に対しては複数回実施することができた。また、特別支援教育コーディネーター研修会、理解・啓発のための講演会等を開催するなど、特別支援教育の充実を図ることができた。
 今後は、高等学校における特別支援教育を推進することが必要である。
- ・ 小・中学校における特別支援教育アシスタントについては、今後とも支援を必要とする児童生徒数に応じた適切な配置が必要である。

第4 課題への対応

- ・ 全ての学校において「個別の指導計画」を作成し、計画的、組織的な指導の充実が図られるよう、指導主事によるきめ細かな指導を継続する。
- ・ 小・中学校に加え高等学校に推進校を設け、実践的指導力の向上を図るなど、校内支援体制の充実に努める。
- ・ 肢体不自由や発達障害のある児童生徒に対して学校生活における支援及び介助を行うため、引き続き特別支援教育アシスタントを適切に配置する。

1 学校教育の充実

(2) 教育環境・教育条件の整備・充実

ア 学校施設の計画的な整備・充実

取組 1 4 広島市立小・中学校の適正配置計画の策定

第 1 平成 21 年度（2009 年度）までの取組

広島市立小・中学校の適正配置計画については、平成 21 年（2009 年）3 月に「広島市立学校適正配置等のあり方に関する検討協力者会議」の報告書で示された学校の適正規模及び本市が進めている少人数教育の取組を見据え、仮に 20 人以下学級を実施したとしても、なお小規模（小学校は 11 学級以下、中学校は 8 学級以下）となる学校を適正配置の検討対象校とし、適正配置の 4 つの実施手法（①特別認定校等方式、②小・中連携教育推進校方式、③通学区域の見直し方式、④学校統合方式）を検討したうえで、平成 22 年（2010 年）1 月に広島市立小・中学校適正配置計画（素案）を作成し、公表した。

学校統合検討対象校に位置づけた 5 小学校（基町小学校、井原小学校、志屋小学校、小河内小学校、久地小学校）について、各地域に説明会の開催を申し入れ、2 小学校区（基町小学校区、志屋小学校区）で説明会を開催し、適正配置の必要性などを含めて計画（素案）の説明を行った。

第 2 平成 22 年度（2010 年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

小河内小学校区、久地小学校区については 7 月から 8 月にかけて、井原小学校区については 11 月に説明会を開催し、平成 23 年（2011 年）1 月以降、小河内小学校、久地小学校及び志屋小学校の保護者との話し合いを行った。

これまでの説明会では、少数の意見ではあるが、①教育面では子どもの数が多い方が良いということへ理解を示す意見や、②学校統合による教育面でのメリットについてもっと具体的に説明してほしい、また、③新しい統合校の教育方針や通学手段、放課後対策などについて提案してほしいという意見をいただいている。

一方、過疎化、高齢化が進み、地域の活力が低下している中で、さらに学校が統合されるということは、今以上に地域が衰退していくのではないかという心配から、学校統合に反対する意見も多く出されている。

2 数値目標等の達成状況

目 標	実 績	達成状況
学校統合検討対象校の保護者、地域住民と話し合いを重ね、同意を得られた段階で、適正配置計画を策定する。	学校統合検討対象の 5 小学校区で説明会等を実施	未達成

第 3 実施状況に関する評価・課題

- 学校統合検討対象校の保護者や地域住民と、適正配置の必要性について理解が得られるよ

う協議を進めているが、同意には至っていない。

- ・ 教育委員会としては、将来の社会を担う子どもたちにしっかりと基礎学力を付け、思考力や判断力、またコミュニケーション能力を向上させるより良い教育環境を整えていくためには、やはり一定の学校規模が必要であると考えている。しかし、地域からの意見にあるように子どもたちの教育面の向上という視点とは別に、地域の活性化やまちづくりなど地域が抱える様々な課題に対し、どのように対応していくのかということについても、本市として総合的に考えていく必要がある。

第4 課題への対応

- ・ 引き続き適正配置の必要性を丁寧に説明するとともに、地元からいただいた意見、要望、提案等を踏まえて対応を協議、検討する。
- ・ 学校統合は地域の活性化とも関わりがあることから、里ライフ創造施策クロスセクション等と連携して全庁横断的に地域活性化策などの検討を行う。
- ・ 地元のおおむねの同意を得て、適正配置計画を策定する。

取組15 学校施設の耐震化・空調設備整備の推進

第1 平成21年度（2009年度）までの取組

(1) 学校施設の耐震化

学校施設は、児童生徒の学習、生活の場であるとともに、地震などの災害発生時には地域住民の避難場所としての役割を果たすことから、その耐震性能の確保に取り組んでいる。

校舎については、大規模な地震により倒壊等の危険性が高いものは、平成24年度（2012年度）末までに、その他のものは、平成30年度（2018年度）末までに完了する計画で取り組んでいる。

屋内運動場については、平成21年度（2009年度）末までに、耐震補強工事が必要な46校のすべての耐震補強工事が完了した。

(2) 空調設備整備の推進

教室の良好な環境を確保するため、普通教室等へ空調設備が未整備の小中学校、幼稚園について、耐震補強工事に併せて空調設備を整備するよう取り組んでいる。

第2 平成22年度（2010年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) 園舎校舎の耐震化

39園校の耐震補強工事立案、15校の耐震補強工事実施設計、17校の耐震補強工事を実施した。

(2) 空調設備の整備

16校の実施設計、11校の整備工事を実施した。

2 数値目標等の達成状況

目標値	目標数値	実績	達成状況
耐震補強工事立案又は実施設計、耐震補強工事の実施校数	* 84 園校 (108 園校)	71 園校 (126 園校)	おおむね達成
空調設備整備実施設計、工事の実施校数	* 42 校 (34 校)	27 校 (41 校)	未達成

〔参考〕 () 書きは、平成 21 年度（2009 年度）における目標数値及びその実績。高等学校、幼稚園は実績等なし。

* 平成 30 年度（2018 年度）完了に向けた年次計画を基に、平成 22 年度（2010 年度）の目標数値を定めた。

第 3 実施状況に関する評価・課題

- 学校施設の耐震化について、校舎は、計画校数がおおむね達成でき、屋内運動場を含む学校施設の耐震化率は平成 22 年度（2010 年度）末現在、59.5%と、昨年度から 3.8 ポイント上昇した。

国では、東日本大震災などを踏まえ、「地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律」を施行し、また、「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」を改正し、学校施設の耐震化促進の方向性を示した。このため、来年度以降の校舎耐震化計画の前倒しについて、検討を行う必要がある。

- 空調設備の整備については、整備工事は計画校数がおおむね達成できたが、実施設計の一部が耐震補強工事实施設計の遅れにより、平成 23 年度（2011 年度）に繰り延べになった。

第 4 課題への対応

国の予算措置や、本市の財政状況・執行体制を勘案しながら、校舎耐震化計画の前倒しについて検討する。

また、空調設備の早期整備についても、校舎の耐震化計画の前倒しを検討する中で、併せて検討する。

取組 16 広島特別支援学校の建替

第 1 平成 21 年度（2009 年度）までの取組

平成 19 年度（2007 年度）に建替え場所を南区出島四丁目に決定した。

これを受け、平成 20 年度（2008 年度）に基本計画を策定し、平成 20 年度（2008 年）、平成 21 年度（2009 年度）の 2 ヶ年で建替に係る基本設計・実施設計を実施した。

第 2 平成 22 年度（2010 年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) 工事着工

平成 22 年（2010 年）12 月に建設工事に着手した。

2 数値目標等の達成状況

目標値	目標数値	実績	達成状況
建替に係る全体事業費に対する進捗率(基本計画からの累積値)	*1 35%	*2 43.04%	達成

*1 周辺整備を含め平成 25 年度（2013 年度）に 100%となるように、平成 22 年度（2010 年度）の目標数値を定めた。

*2 実績数値が目標数値を上回ったのは、工事契約により総事業費がほぼ確定し、当初の目標設定時よりも減少したもので、平成 23 年度（2011 年度）以降の事業を平成 22 年度（2010 年度）に前倒したものではない。

第3 実施状況に関する評価・課題

計画どおり、建設工事に着手した。平成 24 年（2012 年）9 月の開校を計画しており、同年 7 月までに建設工事を完了させる必要がある。

第4 課題への対応

計画どおり開校できるよう、学校等関係部局との協議を密にするなど、適切な進行管理を行う。

1 学校教育の充実

(2) 教育環境・教育条件の整備・充実

イ 学校運営体制の充実等

取組 17 教職員研修の充実

第 1 平成 21 年度（2009 年度）までの取組

本市では、「広島市教員研修体系」に基づき、教職員が各ライフステージ及び各職務等に応じた資質能力を高めるための組織的・計画的な研修を実施してきた。

学校の教育力を高める人材を育成する観点から、研修講座の充実及び個別支援を中心として校内研修や自己研修の一層の充実に努めている。

第 2 平成 22 年度（2010 年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) 研修講座の実施

初任者研修や 10 年経験者研修などの教職経験年数に応じた研修、新任教務主任等の職務に応じた研修、各教科等の指導力向上を目指す研修等を年間にわたって 122 講座開設・実施した。また、平成 21 年度（2009 年度）から、新たに実施している人材育成研修（教育活動推進リーダー育成研修及び学校運営推進リーダー育成研修）を夏期休業中に集中して実施した。実施に当たっては、研修講座ごとに目標を設定し、受講者へのアンケートによりその達成状況を把握した。

(2) 授業づくりなど教育実践上の課題に対する校内研修への支援

サテライト研修^(※)において授業研究推進上の課題に対する指導・助言により、校内研修を支援した。

(3) 授業づくりなど教育実践上の課題に対する自己研修への支援

月 1 回土曜日に教育センターを開館し、研修の機会や場を提供するとともに教育実践上の課題に対する指導・助言により自己研修を支援した。

(4) 教育研究の成果の普及

教育実践上の課題解決に役立つ教育研究を行い、その成果をリーフレット等として全教職員に配付し普及した。

(5) 英語教員海外留学研修の実施

英語教員 2 名を海外の研修機関（シンガポール国立大学エクステンション）に派遣し、英語運用能力及び実践的な指導力など英語教員の資質・能力向上のための研修を実施した。

※ サテライト研修

教育センターの指導主事が、指定校を対象に、校内授業研究や研究協議会の進め方などについて年間を通して継続的に指導・助言することにより、校内研修の活性化と自立をめざして行われる研修。

2 数値目標等の達成状況

目標値	目標数値	実績	達成状況
研修講座に満足したり、研修内容を活用したいと思ったりした受講者の割合	平均 90%以上 (平均 90 % 以上)	平均 91.8% (平均 92.2%)	達成
サテライト研修に満足し、研修内容を活用したいと思った研修実施校の割合	* 平均 90%以上	平均 95.8%	達成
教育センターの土曜日開館により自己研修支援を行う教職員数	年間 800 人以上 (800 人)	年間 914 人 (814 人)	達成

〔参考〕 () 書きは、平成 21 年度 (2009 年度) における目標数値及びその実績

* 平成 21 年度 (2009 年度) までは、サテライト研修の実施回数を目標数値としていたが、平成 22 年度 (2010 年度) からは、研修の満足度、活用意識の割合を目標数値とすることとした。

第 3 実施状況に関する評価・課題

- 各研修講座において、それぞれの目的に応じて、講義形式だけでなく、実地授業や模擬授業、学習指導案の作成や授業の公開、生徒指導上の問題点やその解決策について協議する事例研究など実践的かつ課題解決的な研修方法を取り入れるとともに、研修の成果が日々の教育実践において生かされるよう研修の充実に努めることができた。また、学校運営推進リーダー育成研修についても、リーダーとしての自覚を高めるとともに、学校運営を円滑に推進するための力量を高めることができた。今後、研修の成果が各学校・園における教育実践により生かされるよう、研修内容や研修方法の更なる充実を図る必要がある。
- サテライト研修に対する学校のニーズの高まりへの対応として、各学校の実態に即した研修を 26 校 (小学校 19 校、中学校 6 校、特別支援学校 1 校) に対して実施した。今後は、研修の質の一層の向上を図り、学校が自立的に校内授業研究を推進できるよう指導する必要がある。
- 自己研修への支援として、毎月 1 回土曜日に教育センターを午前 9 時から午後 5 時まで利用できるようにし、研修の機会や場を提供するとともに教育実践上の課題に対する指導・助言を行った。今年度以降、継続的に実施するに当たり土曜開館の活動の内容及び運営の仕方等について再検討していく必要がある。
- 研究成果を所報に掲載し、全教職員に配布するとともに、ICT の授業活用や特別支援教育の推進に係る教育研究についてパンフレットを刊行した。今後とも配布した研究成果が教育実践で活用されるような取組が必要である。
- 英語教員海外留学研修については、研修した英語教員の語彙力やコミュニケーション能力などの英語運用能力等の向上が図られた。今後、派遣者数の拡大に向け、より一層、研修内容等を充実させる必要がある。

第 4 課題への対応

- 研修については、研修の内容や方法の工夫改善として、実習や演習、ワークショップ型の研修など、実践的かつ体験的な研修をより積極的に導入するとともに、研修形態の少人数化を促進する。また、研修の成果が日々の教育実践において生かされるよう、具体的な手だてを

工夫し実施する。

- サテライト研修については、サテライト実施校が自立的に校内授業研究を進めていくことができるようになるための指導の在り方を工夫する。
- 土曜開館については、土曜開館の活動内容及び運営等について再検討する。
教育研究については、校長会等での広報、研修講座での活用場の確保など、研究成果の普及啓発の取組を一層充実させる。
- 英語教員海外研修については、4週間の研修期間で、効果的に英語運用能力等の向上が図れるよう、発音、語彙、実用的な英文法の学習など、講座の内容等について研修機関と協議していく。

1 学校教育の充実

(2) 教育環境・教育条件の整備・充実

ウ 放課後等の子どもの居場所の確保

取組 18 放課後等の児童の居場所づくり

第 1 平成 21 年度（2009 年度）までの取組

核家族化の進展や共働き家庭の増加等により家庭の子育て機能が低下しており、子どもが放課後等に安心して活動が行える居場所の必要性が高まっている。

本市では、地域における児童健全育成や子育て支援の拠点として、小学校区ごとに整備する方針のもと、児童館の整備を進めており、平成 22 年（2010 年）3 月末現在で 105 館整備している。

また、下校後午後 5 時頃まで保護者が家庭にいないことが常態である小学校 1 年生から 3 年生までの低学年児童の健全な育成を図ることを目的に、留守家庭子ども会を設置・運営している。

第 2 平成 22 年度（2010 年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) 児童館の整備

平成 23 年（2011 年）5 月の開館に向け口田児童館の新築工事を行うとともに、平成 24 年（2012 年）5 月の開館に向け庚午児童館の実施設計を行った。

(2) 放課後プレイスクール事業の実施

児童館未整備学区における放課後等の児童の居場所づくりとして、地域団体等の運営によって、12 か所で小学校施設を活用した放課後プレイスクール事業を実施した。

(3) 留守家庭子ども会の整備

留守家庭子ども会への入会希望者の増加に対応するため、留守家庭子ども会を小学校の余裕教室やプレハブ施設において 4 クラス増設し、156 クラスに増やした。

2 数値目標等の達成状況

目標値	目標数値	実績	達成状況
児童館の整備館数〔着工ベース〕	106 館*1 (105 館)	106 館 (105 館)	達成
放課後プレイスクール事業の実施小学校数	12 校*2 (10 校)	12 校 (10 校)	達成
留守家庭子ども会開設クラス数	156 クラス*3 (152 クラス)	156 クラス (152 クラス)	達成

〔参考〕 () 書きは、平成 21 年度（2009 年度）における目標数値及びその実績

*1 毎年度、新築 1 館ずつ整備するよう目標数値を定めた。

*2 児童館未整備学区において、学校長や地域団体等と十分な協議を行い、実施体制が整ったところから、毎年度、2 学区で新たに実施するよう目標数値を定めた。

*3 入会希望児童全員が入会できるよう、小学校区ごとの児童数の状況等を勘案し、4 クラスの増設を目標数

値として定めた。

第3 実施状況に関する評価・課題

- ・ 児童館の整備については、小学校区ごとに整備する方針のもと、取り組んでおり、平成 23 年(2011 年)5 月の開館に向け口田児童館の新築工事を、平成 24 年(2012 年)5 月の開館に向け庚午児童館の実施設計を、予定どおり行うことができた。

しかし、平成 22 年度(2010 年度)末現在で 140 小学校区中 106 学区（着工ベース）にとどまっており、未整備学区への早期整備が喫緊の課題となっている。

- ・ 放課後プレイスクール事業については、実施主体である地域団体等への働きかけを行った結果、新規実施か所数が 2 か所増え、目標を達成できた。
- ・ 留守家庭子ども会は、共働き家庭の増加等による家庭の子育て機能の低下など、子どもたちや子育て家庭を取り巻く環境が変化する中で、放課後児童の健全育成に大きな役割を果たしており、入会希望者の増加に対応できるようクラス数の増加を図っていく必要がある。

第4 課題への対応

- ・ 児童館の整備については、現下の厳しい財政状況の中、近隣の公共施設用地の活用や学校施設等を活用した事業展開も検討する。
- ・ 放課後プレイスクール事業については、引き続き、地域・学校と連携を図りながら、新規実施校の拡大や運営実態に即した事業の拡充を進め、子どもたちの放課後等における安全な居場所を確保する。
- ・ 留守家庭子ども会の整備については、入会を希望する対象児童全員が入会できるよう、児童数の推移等を踏まえ引き続き整備場所の確保等を図る。

1 学校教育の充実

(3) 学校・家庭・地域社会の連携強化と開かれた学校づくりの推進

ア 学校・家庭・地域社会の連携強化

取組19 子どもの安全対策の推進

第1 平成21年度（2009年度）までの取組

各地で、学校内への侵入事件や、児童生徒が不審者から声をかけられたり、あとをつけられたりするなどの事件が多く発生しており、登下校中等の子どもの安全確保は重要な課題である。

本市では、平成17年（2005年）11月22日に安芸区で発生した事件を受け、市長を本部長として「広島市子どもの安全対策推進本部」を設置し、以来、「子どもの見守り活動10万人構想」をキャッチフレーズに、「児童生徒の登下校の方法」、「通学路の点検・見直し」、「不審者情報の収集・提供」、「児童生徒の自己防衛意識の高揚」、「公園・遊び場における安全対策」及び「子どもを守るまちづくりの推進」の6項目を柱として、全庁を挙げて子どもの安全対策に取り組んできた。

特に、子どもを犯罪から守るためには、子どもに大人の目が常に注がれる状況を作り出していくことが重要であり、保護者・地域の方々等の協力を得ながら、子どもを地域全体で守っていく態勢づくりを推進している。

第2 平成22年度（2010年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) 見守り・巡回活動の推進

ア 「子どもの見守り活動10万人構想」の推進

組織的な見守り活動者3万人と日常生活に組み込まれた見守り活動者7万人の確保を目指し、「子どもの見守り活動10万人構想」を推進した。

イ 「子ども安全の日」事業の実施

毎月22日の「子ども安全の日」を中心として、学校・家庭・地域において、子どもの安全を守るための様々な取組を集中的に実施した。

ウ 巡回用バイク等の運用

各小学校に配備したバイク・電動アシスト自転車等により、巡回活動を実施した。

エ 通学路の定期的な点検の実施

保護者、児童及び教職員等により、通学路を定期的に点検した。

(2) 児童生徒の自己防衛意識の高揚（安全意識啓発マップづくりその他）

ア 「安全意識啓発マップづくり」を各市立小学校で行った。

イ 防犯教室を市立の全ての幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校で開催した。

ウ 「防犯教室」を充実するため、教職員を対象に、不審者等からの暴力行為を防ぐための対処方法について研修を行った。

(3) 子どもを守るまちづくりの推進（講演会の開催その他）

ア 保護者や地域の方々の危機管理意識の啓発を図るとともに、見守り活動の一層の活性化

を目的として、11月に講演会を開催したほか、各地域での活動を広島市のホームページで紹介するとともに「子どもの見守り活動実践事例集」を作成し、市立幼稚園・学校に10冊ずつ配付した。

イ 「毎月22日は子ども安全の日」の幟旗や、見守り活動者が取り付けるカバン札等を配付した。

2 数値目標等の達成状況

目標値	目標数値	実績	達成状況
組織的な見守り活動者数	35,700人	36,000人	達成
日常生活に組み込まれた見守り活動者数	51,000人	51,000人	達成
通学路の年1回以上の点検の実施率	100% (100%)	100% (100%)	達成
安全意識啓発マップづくり（全クラス）の実施率	100% (100%)	98% (100%)	おおむね 達成
全児童の防犯ブザーの携帯率	全児童の2/3 以上	49%	未達成

〔参考〕（ ）書きは、平成21年度（2009年度）における目標数値及びその実績

第3 実施状況に関する評価・課題

「子どもの見守り活動10万人構想」の推進や、全ての小学校における通学路の安全点検、また、安全意識啓発マップづくりや防犯教室の開催等による子どもの危険回避能力の向上などについては、おおむね達成し、日常生活の中の活動や学校における取組として定着してきた。

しかし、今後も引き続いて子どもの安全を確保していくためには、危機管理意識を持続していくことが重要である。また、防犯ブザーについては、携帯率が全児童の約半数にとどまっている状況である。

第4 課題への対応

子どもの安全についての危機管理意識を持続するため、引き続き、「子ども安全の日」事業を実施するとともに、「しあわせのひまわり」を受け継いでいく取組^(※)を継続していく。また、防犯ブザーについては、平成23年度（2011年度）から新入学児童全員に配付することとし、携帯率を高めることで子どもの安全の一層の確保を図る。

※ 「しあわせのひまわり」を受け継いでいく取組

平成17年（2005年）11月22日の下校中に殺害された木下あいらさんが育てていたヒマワリの種を受け継ぎ、「しあわせのひまわり」と名付け、育てていくことを通じて、事件の風化を防ぐとともに、命の大切さや安全に安心して暮らせる社会を築きたいとの願いを伝えていく取組。

2 活力ある青少年の育成

(1) 青少年の健全育成等

ア 豊かな人間性のかん養

取組 20 青少年支援メンター制度の推進

第 1 平成 21 年度（2009 年度）までの取組

生活習慣の確立や学力の向上を図るとともに、子どもの精神的成長を促すことを目的に、子どもの発達段階、家庭状況などに応じて、人生経験の豊富な大人（メンター）が 1 対 1 の関係で交流し、子どもを支援する「青少年支援メンター制度」（※）を平成 17 年度（2005 年度）から本格的に実施してきた。

平成 21 年度（2009 年度）は、46 組が交流を開始し、平成 20 年度（2008 年度）から継続している 57 組と合わせ、103 組が交流を行った。

※「青少年支援メンター制度」

「メンター」という言葉は、ギリシャのホメロスの叙事詩『オデュッセイア』の主人公オデュッセウス王が息子の教育を託す人物として選んだ老賢人「メントール」という男性の名前に由来している。「メンター制度」は、アメリカでは、企業の人材育成をはじめ、教育の分野でも導入され、約 100 年の歴史を持つ制度であるが、日本では、平成 16 年（2004 年）1 月から、自治体で初めて本市が導入し、現在、「青少年支援メンター制度」として、学習意欲や積極性の向上、不登校の改善など、子どもの成長に効果を上げている。

第 2 平成 22 年度（2010 年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) 多様なメンターの確保

メンターと子どもの交流がより効果的に行われるよう、大学や関係機関、ボランティア団体などと連携を図り、多様なメンターの確保に努めるとともに、登録者の拡大を図った。

(2) 利用者の拡大

平成 22 年度（2010 年度）は 120 名以上の子どもたちが交流するよう利用の拡大を図った。また、暴走族予備軍など問題を起こす可能性のある青少年やひきこもり状態にある青少年等への制度の紹介を行った。

(3) 広報・啓発活動の推進

(1)、(2)の実現を図るため、利用者説明会の開催、保護者・小中学校教諭・関係機関などへの制度説明など、積極的に制度の広報・啓発活動を行った。

(4) メンター相互の連携と資質及び能力の向上

メンターだよりの発行や研修会の実施などにより、メンター相互の連携と情報の共有化を進めるとともに、資質及び能力の向上を図った。

(5) 多様な交流の場や機会の確保

メンターが子どもの自宅外でも交流できるよう、公民館や学校、スポーツセンター等、交流の場や機会についての情報提供を進めるとともに、交流行事を開催した。

2 数値目標等の達成状況

目標値	目標数値	実 績	達成状況
メンター制度の交流組数	* 120 組 (100 組)	127 組 (103 組)	達 成

〔参考〕 () 書きは、平成 21 年度（2009 年度）における目標数値及びその実績

* これまでの実績を基に前年度より 20 組ずつ拡大していくことを目標に、平成 22 年度（2010 年度）の目標数値を定めた。

第 3 実施状況に関する評価・課題

本格実施 6 年目を終え、数値目標は達成できたものの、メンターと利用者のマッチングに当たり、条件（地理的条件、性別、年齢、交流内容等）が一致しないことから、未交流の利用者がいる状況である。

第 4 課題への対応

本制度の一層の周知やボランティア団体・大学等との連携を図り、利用者の成長や要望に応じた支援ができるよう、多様なメンターの確保に努める。

なお、平成 23 年度（2011 年度）から、本制度を教育分野だけではなく、福祉などの分野において幅広く事業展開し、より多くの子どもがメンターと交流を行えるよう、所管を教育委員会事務局（青少年育成部育成課）から市長部局（こども未来局こども・家庭支援課）に移し、実施体制の充実を図った。

2 活力ある青少年の育成

(1) 青少年の健全育成等

イ 青少年を取り巻く有害環境への対応

取組 2 1 暴走族対策の推進

第 1 平成 21 年度（2009 年度）までの取組

広島市域を活動拠点とする暴走族は、平成 11 年（1999 年）の 27 グループ 272 人をピークとして、平成 21 年（2009 年）には 5 グループ 19 人にまで減少しているが、い集(※)を繰り返している非行少年たちが新たに暴走族を結成しようとするなど、予断を許さない状況であった。

このため、広島市暴走族追放基本計画及び広島市暴走族追放行動計画に基づいて、暴走族少年等に対し、加入の防止や離脱の促進を図り、自立を支援するための施策を継続して実施した。

※い集…多数の者が一定の場所に群がり集まること。うろつき、たむろすること含まれる。

第 2 平成 22 年度（2010 年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) 暴走族加入防止対策推進事業

ア 暴走族加入防止啓発活動

- ・ 暴走族加入防止推進のための啓発活動を行った。
- ・ 非行少年問題学習会を実施した。（年 11 回）
- ・ 少年の非行問題に関するセミナーを実施した。（1 月）

イ 居場所づくり支援

- ・ 文化・スポーツなどを通じた少年たちの居場所づくりのための活動を支援した。

ウ 就労・就学サポート

- ・ 就労や学習・就学に関する助言や指導を行った。

(2) 非行少年対策関係機関連携事業

- ・ 学校、警察、施設、関係機関と緊密に連携し、暴走族及び暴走族予備軍について情報を共有した。
- ・ 非行少年対策関係機関連絡会議を定期的で開催した。（年 3 回）

(3) まちぐるみ暴走族対策推進事業

- ・ 行政、家庭、学校、地域などが連携し、各区の実情に応じた暴走族対策を推進した。

(4) 特別街頭補導（第 2 土曜日及び「とうかさん」、「フラワーフェスティバル」、「えべっさん」）

- ・ 青少年指導員・関係中学校教員により、街頭補導を実施した。

(5) 暴走族加入防止・離脱相談センター運営

- ・ 電話相談・面接相談等により、暴走族等への加入防止や離脱に向けての助言を行った。

(6) い集・集会对策（毎週土曜日）

- ・ い集している少年への声かけ活動を実施した。

2 数値目標等の達成状況

目標値	目標数値	実績	達成状況
毎週末及びフラワーフェスティバル、ゆかたできん祭、えべっさんにおける暴走族等のい集のない日の率	*1 35%	86%	達成
広島市暴走族加入防止・離脱相談センターでの年間延べ相談件数	*2 400件	571件	達成

〔参考〕

*1 い集のない日の伸び率が5年間で平均5%であるため、平成20年度（2008年度）の実数値である25%を起算とし、平成22年度（2010年度）の目標数値を35%と定めた。

*2 過去3年間（平成18年度（2006年度）～平成20年度（2008年度））の年間延べ相談件数の平均により目標数値を定めた。

第3 実施状況に関する評価・課題

- ・ 広島市域を活動拠点とする暴走族は、平成22年（2010年）に3グループ14人にまで減少した。
- ・ 街頭パトロール、声かけ活動及び県警による取締り強化など、関係機関が連携をした官民一体となった取組により一定の成果を上げることができた。
- ・ 加入防止に焦点を当て、地域の祭事や大型ショッピングセンターに出向き、非行少年等に対して積極的に街頭指導を行ったこと、また就労又は就学した相談者のアフターケアを行うなど、再非行化を防止するための相談を充実させたことが、達成できた要因である。
- ・ 従来の暴走族は、同じ中学校の先輩や同級生から誘われて加入するなど地域性が強かったが、最近は携帯電話のブログ等を利用した仲間募集に応じて加入するなど、構成員や活動範囲が広域化している。また、暴走族と交友したり、い集や集会を繰り返す暴走族予備軍への対策が課題となっている。

第4 課題への対応

平成22年（2010年）3月に策定した「第2次広島市暴走族追放基本計画」及び「広島市暴走族追放行動計画（平成22年度～平成24年度）」に基づき、暴走族への加入防止に焦点をあてて取り組むとともに、家庭・学校・地域・関係機関などの連携を一層強化して、非行少年対策関係機関連携事業を行うなど状況の変化に対応した施策を推進していく。

取組22 電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりの推進

第1 平成21年度（2009年度）までの取組

急速な情報化の進展は、子どもを取り巻く環境を大きく変化させ、子どもの基本的な生活習慣の形成を阻害したり、子どもを犯罪に巻き込んだりするなど大きな問題を生み出しており、特にテレビ、テレビゲーム、インターネット、携帯電話などの電子メディアとの健全な関わり方が重要な課題となっている。

そのため、電子メディアと上手に付き合い、情報を正しく活用できる子どもを育むため、保

護者、学校、市民、事業者等と本市が一体となった取組を推進した。

第2 平成22年度（2010年度）の実施状況

1 具体的な取組内容

(1) ノー電子メディアデー推進事業の実施

子どもたちが、テレビやビデオ、携帯電話やゲームなどの電子メディアに長時間接触している現状は、基本的な生活習慣確立の阻害や、親子の触れ合う時間の減少などの様々な問題を生み出している。

こうした状況から、家庭において電子メディアなどとのかかわり方について考え、改善を図るための契機とするため、電子メディアに過度に依存する青少年を電子メディアから引き離す取組の一環として「ノー電子メディアデー推進事業」を行った。

(2) 電子メディア・インストラクター養成講座の開催

地域で電子メディアに関する講習会などの活動を行う電子メディア・インストラクターを養成するため、青少年が電子メディアを利用する場合の問題点や適切な使い方などを内容とする講座を開催した。

(3) 電子メディアに関する講習会の開催

電子メディア・インストラクターにより、保護者、地域住民及び児童・生徒を対象に、電子メディアに関する講習会を実施した。

(4) フィルタリングについての保護者・事業者・児童・生徒等への啓発

市内の中学校へ保護者向けのDVDを配布し、市内の携帯電話事業者等へポスターやリーフレットを配布するとともに、市内の中学生へリーフレットを配布するなど啓発活動を行った。

また、電子メディア・インストラクターが実施する電子メディアに関する講習会においても啓発活動を行った。

2 数値目標等の達成状況

目標値	目標数値	実績	達成状況
青少年と電子メディアに関する啓発事業への参加者数（ノー電子メディアデー推進事業、電子メディア・インストラクター養成講座及び電子メディアに関する講習会への参加者数の合計）	* 15,700人	22,438人	達成

〔参考〕

* ノー電子メディアデー推進事業については、平成21年度（2009年度）より参加者数を5%増加させることを目標に、平成22年度（2010年度）の目標数値を定めた。

電子メディア・インストラクター養成講座及び電子メディアに関する講習会については、平成21年度（2009年度）より参加者数を10%増加させることを目標に平成22年度（2010年度）の目標数値を定めた。これらの数値の合計を、当該事務事業の目標数値として定めた。

第3 実施状況に関する評価・課題

- ・ 「ノーテレビデー推進事業」を平成22年度（2010年度）から「ノー電子メディアデー推進事業」に拡充するとともに、国立、公立、私立の小学校、中学校、保育園、幼稚園への広

報活動を積極的に行い、参加人数を増やすことができた。

- ・ 電子メディア・インストラクター養成講座を開催し、インストラクターの人数を昨年度の倍にした。
- ・ 保護者等を対象にした電子メディアに関する講習会を実施し、昨年度を上回る参加を得て、青少年と電子メディアについての理解を深めることができた。
- ・ 市内の中学校へ保護者向けのDVDを配布するなどフィルタリングに関する啓発を行うことができた。
- ・ 電子メディアを利用する青少年と電子メディアの関係やフィルタリングの必要性について、保護者及び地域住民の認識をより一層深める必要がある。また、青少年が電子メディアを適正に利用するために必要な知識・能力を一層高めさせる必要がある。

第4 課題への対応

引き続き保護者、地域住民及び学校等と十分な連携を図り、青少年と電子メディアとの健全な関係づくりのための啓発活動を推進する必要がある。

(Ⅱ) 数値目標等の達成状況一覧

【取組１ 基礎学力の向上】

目標値	目標数値	実績	達成状況
「基礎・基本」定着状況調査の正答率 60%以上の児童生徒の割合	76%	77.7%	達成

【取組２ 教育の情報化の推進】

目標値	目標数値	実績	達成状況
コンピュータを活用して指導できる教員の割合	88.0%	90.7 %	達成

【取組３ 少人数教育の推進】

目標値	目標数値	実績	達成状況
「基礎・基本」定着状況調査の正答率 60%以上の児童生徒の割合	76%	77.7%	達成

【取組４ 文化芸術教育の充実】

目標値	目標数値	実績	達成状況
文化の祭典への市立学校の参加率	100%	96.7 %	おおむね達成
伝統文化の専門家の派遣を受けた推進校において、伝統や文化についての関心が高まった生徒の割合	80%以上	84.3%	達成

【取組５ いじめ・不登校等対策の推進】

目標値	目標数値	実績	達成状況
児童生徒 100 人当たりの不登校児童生徒の人数 1.16 人	1.16 人	1.17 人	おおむね達成
認知したいじめの解消率 100%	100%	95.7%	おおむね達成
児童生徒の暴力行為発生件数を前年度（1,000 人当たり 6.0 件）より減	6.0 件より減	7.1 件	未達成

【取組６ 体力の向上】

目標値	目標数値	実績	達成状況
体力優秀賞の交付数の割合	7.1%	5.7%	おおむね達成
子どもの体力向上支援プログラムを活用した小・中学校の割合	100%	100%	達成

【取組 7 命の大切さを伝える教育の推進】

目標値	目標数値	実績	達成状況
命の大切さを伝える指導プログラム等の素案の策定時期	平成 23 年 (2011 年) 3 月	平成 23 年 (2011 年) 3 月	達成

【取組 8 食育の推進】

目標値	目標数値	実績	達成状況
食育推進プログラムの事業実施率	現計画に掲げた 120 件の食育推進プログラムを 全て実施	100%	達成
次期食育推進計画の策定	平成 23 年 (2011 年) 3 月までに、 新たな計画を策定	中間まとめ策定	未達成

【取組 9 学校における食育の推進】

目標値	目標数値	実績	達成状況
特色ある献立の実施	50 回	60 回	達成
食に関する指導の全体計画、年間指導計画を作成した小学校及び中学校の割合	小中学校 100%	全体計画 100.0% 年間指導計画 100.0%	達成

【取組 10 平和教育の推進】

目標値	目標数値	実績	達成状況
「こどもピースサミット」へ作品を応募した小学校の割合	100%	93.6%	おおむね 達成
市立の小・中学校及び特別支援学校のうち平和を考える集い等を開催した学校の割合	100%	100%	達成

【取組 11 環境教育の推進】

目標値	目標数値	実績	達成状況
壁面緑化の年間計画校数に対する実施率	100%	100%	達成
学校給食牛乳パックリサイクルの実施学級数	1,615 学級	1,697 学級	達成
全市の学校給食の平均残食率	5.6%	5.5%	達成

【取組１２ 広島市ハイスクールビジョンの推進】

目標値	目標数値	実績	達成状況
ハイスクールビジョン推進プログラムの策定期間	平成 23 年 (2011 年)3 月 までに「ハイ スクールビジ ョン推進プロ グラム」を策定	平成 22 年 (2010 年) 11 月	達 成

【取組１３ 特別支援教育の推進】

目標値	目標数値	実績	達成状況
「個別の指導計画」に基づき指導を行う学校の割合 100%	100%	100%	達 成
申請のあった全ての幼稚園・学校に対して 9 月ま でに専門家チームによる巡回相談指導を実施	100%	100%	達 成

【取組１４ 広島市立小・中学校の適正配置計画の策定】

目標	実績	達成状況
学校統合検討対象校の保護者、地域住民と話し合いを重ね、同意を得 られた段階で、適正配置計画を策定する。	学校統合検討 対象の 5 小学 校区で説明会 等を実施	未達成

【取組１５ 学校施設の耐震化・空調設備整備の推進】

目標値	目標数値	実績	達成状況
耐震補強工事立案又は実施設計、耐震補強工事の実 施校数	84 園校	71 園校	おおむね 達 成
空調設備整備実施設計、工事の実施校数	42 校	27 校	未達成

【取組１６ 広島特別支援学校の建替】

目標値	目標数値	実績	達成状況
建替に係る全体事業費に対する進捗率(基本計画か らの累積値)	35%	43.04%	達 成

【取組１７ 教職員研修の充実】

目標値	目標数値	実績	達成状況
研修講座に満足したり、研修内容を活用したいと思ったりした受講者の割合	平均 90%以上	平均 91.8%	達成
サテライト研修に満足し、研修内容を活用したいと思った研修実施校の割合	平均 90%以上	平均 95.8%	達成
教育センターの土曜日開館により自己研修支援を行う教職員数	年間 800 人以上	年間 914 人	達成

【取組１８ 放課後等の児童の居場所づくり】

目標値	目標数値	実績	達成状況
児童館の整備館数[着工ベース]	106 館	106 館	達成
放課後プレイスクール事業の実施小学校数	12 校	12 校	達成
留守家庭子ども会開設クラス数	156 クラス	156 クラス	達成

【取組１９ 子どもの安全対策の推進】

目標値	目標数値	実績	達成状況
組織的な見守り活動者数	35,700 人	36,000 人	達成
日常生活に組み込まれた見守り活動者数	51,000 人	51,000 人	達成
通学路の年 1 回以上の点検の実施率	100%	100%	達成
安全意識啓発マップづくり（全クラス）の実施率	100%	98%	おおむね 達成
全児童の防犯ブザーの携帯率	全児童の 2/3 以上	49%	未達成

【取組２０ 青少年支援メンター制度の推進】

目標値	目標数値	実績	達成状況
メンター制度の交流組数	120 組	127 組	達成

【取組２１ 暴走族対策の推進】

目標値	目標数値	実績	達成状況
毎週末及びフラワーフェスティバル、ゆかたでskin祭、えべっさんにおける暴走族等のい集のない日の率	35%	86%	達成
広島市暴走族加入防止・離脱相談センターでの年間延べ相談件数	400 件	571 件	達成

【取組２２ 電子メディアと子どもたちの健全な関係づくりの推進】

目標値	目標数値	実績	達成状況
青少年と電子メディアに関する啓発事業への参加者数（ノー電子メディアデー推進事業、電子メディア・インストラクター養成講座及び電子メディアに関する講習会への参加者数の合計）	15,700 人	22,438 人	達成

(Ⅲ) 総括

教育の最も重要な役割の一つは、子どもたちが自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を育てるとともに、社会の形成者として必要な基本的資質を養うことにあります。

また、原子爆弾の惨禍を受けた広島教育の原点は、「ほかの誰にもこんな思いをさせてはならない」という被爆者の願いや世界恒久平和を願う市民の心を基底として、人間の尊厳や生命の尊さを自覚し、自他共に大切にし、正義感や公正さを重んじ、人と自然の共生する平和な社会を築いていく心を子どもたちの中に育てていくことにあります。

このため、本市としては、知・徳・体の調和のとれた教育を推進するなど引き続き教育の充実に取り組んでいくとともに、これまでの教育を更に充実させながら、命を大切にし、平和で持続可能な社会を創造していく力をもつ子どもを育てていかなければなりません。

こうした認識に立ち、平成 22 年度（2010 年度）においても、引き続き、基礎学力の向上、体力の向上などの諸事業に取り組んできました。

特に顕著な取組としては、ひろしま型カリキュラムを市内の全小・中学校で実施したこと、市立高校の将来構想の行動計画として「広島市ハイスクールビジョン推進プログラム」を策定したことなどがあげられます。

また、青少年育成の分野でも、電子メディア・インストラクターの養成・活動支援、暴走族加入防止啓発活動の実施など青少年の健全育成のための様々な事業に取り組んだところです。

しかし一方で、このように様々な事業を展開しているにもかかわらず、依然として、いじめや不登校の問題など、教育現場をめぐる懸念される状況があります。

本市としては、今後とも、様々な事業に取り組んでいくことはもちろん、より効果的な事業となるよう、目標の設定方法についても検討を加えながら、広島市の教育のより一層の充実を図るため、学校教育のより一層の充実と、次代を担う活力ある青少年の育成に努めてまいります。

平成 23 年度広島市教育委員会事務点検・評価会議

1 設置要綱

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条の規定に基づき平成 23 年度において教育委員会が行う点検及び評価（以下「点検・評価」という。）に関して必要な検討を行うため、広島市教育委員会事務点検・評価会議（以下「点検・評価会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 点検・評価会議は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 点検・評価の対象項目及び内容に関すること。
- (2) その他、点検・評価の実施に関すること。

(組織)

第 3 条 点検・評価会議は、次に掲げる職にある者及び学識経験者若干名の専門委員をもって組織する。

- (1) 教育長
- (2) 教育次長
- (3) 青少年育成部長
- (4) 学校教育部長
- (5) 学校教育部指導担当部長
- (6) 教育センター所長

2 前項の専門委員は、教育に関して学識経験を有する者のうちから、教育長が依頼する。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項の専門委員の任期は、教育長が依頼した日から平成 23 年 9 月 30 日までとする。

(会議の開催)

第 5 条 点検・評価会議の会議は、教育長が招集し、教育長がその議長となる。

- 2 教育長に事故があるときは、教育次長がその職務を代理する。
- 3 専門委員は、会議に出席して意見を述べるほか、やむを得ず出席することができないときは、あらかじめ教育長に対して提出する書面によって意見を述べるができる。

(庶務)

第 6 条 点検・評価会議の庶務は、教育委員会事務局総務課において処理する。

(委任規定)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、点検・評価会議の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 28 日から施行し、同年 9 月 30 日限り、その効力を失う。

2 構成員名簿

区 分	職 名	氏 名
専門委員	広島大学大学院 教育学研究科 准教授	曾 余 田 浩 史
教育委員会 事務局等職員	教 育 長	尾 形 完 治
	教 育 次 長	塩 田 芳 丈
	青 少 年 育 成 部 長	清 水 正 剛
	学 校 教 育 部 長	荒 木 靖 昌
	学 校 教 育 部 指 導 担 当 部 長	砂 原 文 男
	教育センター所長	生 田 一 正

登録番号	広X1－2011－443
名 称	広島市教育委員会事務局点検・評価報告書
主管課 所在地	広島市教育委員会事務局総務課 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号 (〒730-8586) TEL：504－2463
発行年月	平成23年9月